

薬食監麻発1220第1号
平成25年12月20日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
（公 印 省 略）

携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの一部改正について

携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きについては、「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出に係る手続きの改正について」（平成25年7月1日付け薬食監麻発第0701第5号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）により示してきたところです。

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第132号）が公布されたことに伴い、上記通知の別添「携帯による医療用麻薬等の輸入・輸出手続きに関する手引き」の表中のメチルフェニデート及びブプレノルフィンの分量を下記のとおり改正するので、関係者へのご周知方ご配慮願います。

記

メチルフェニデート	2.16 g
ブプレノルフィン	80mg